

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第144条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち沖縄県税条例第139条を改め、同条の次に13条を加える改正規定（第139条の6第1項第2号に係る部分に限る。）中「第144条第1項及び第3項」を「第144条第1項及び第2項」に改める。

第2条のうち沖縄県税条例第144条の改正規定中「（第3項）を」（第2項）に、「同条第3項中」を「同条第2項中」に、「同条第4項中」を「同条第3項中」に、「同条第5項中」を「同条第4項中」に改める。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告を行う際の本人確認のための書類の添付を
要しないこととする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。